

平成30年3月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

平成30年3月28日(水)

午後3時00分 開 会 午後3時40分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石川 善 昭
委 員	八角 憲 男
委 員	鈴木 猛 志
委 員	大八木 鷹 次
委 員	伊 藤 晴 美

4 出席職員

教育部長	山口 重幸	教育総務課長	佐久間洋子
学校教育課長	岡田幸太郎	生涯学習スポーツ課長	柴 紀充
学校教育課課長補佐	井上 新治	学校教育課課長補佐	宇野 聡
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	高野美樹子	学校給食センター所長	宮内 俊行
生涯学習スポーツ課長補佐(兼体育館長)	飯笹 博充	生涯学習スポーツ課長補佐(ジオパーク推進室長)	小川 正俊
青少年指導センター所長	塚本 義雄	市民センター所長	篠塚 信次
公正図書館長	大塚 明	銚子高等学校事務長	高森 良文

5 議題等

- | | |
|--------|------------------------------------------------|
| 議案第4号 | 銚子市立高等学校授業料減免規則等の一部を改正する規則制定について |
| 議案第5号 | 銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について |
| 議案第6号 | 銚子市立高等学校教育職員の管理職手当支給に関する規則等の一部を改正する等の規則制定について |
| 議案第7号 | 代決処分の承認を求めることについて(平成29年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求) |
| 議案第8号 | 代決処分の承認を求めることについて(平成29年度末県費負担たる校長及び教頭の任免に係る内申) |
| 議案第9号 | 代決処分の承認を求めることについて(職員の任免) |
| 議案第10号 | 銚子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則制定について |

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成30年3月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

2月23日に開催いたしました平成30年2月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

次に教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

続きまして、平成29年度卒業生合格進路先について市立銚子高校事務長より報告させます。

【銚子高等学校事務長】

銚子高等学校の卒業生の合格進路先一覧についてご報告いたします。別紙をご覧ください。平成29年度卒業生322名のうち15名が就職をしております、307名の生徒の進学先となっております。国公立大学の合格者は51名です。4年制の私立大学の合格者は616名です。短期大学は18名が合格しております。また、専修学校には34名が合格しております。なお、理数科の卒業生が宮崎大学医学部医学科へ1名が合格し、進学しております。銚子高等学校からの報告は以上です。

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、大八木木委員、伊藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第4号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第4号「銚子市立高等学校授業料減免規則等の一部を改正する規則制定につい

て」説明します。今回の改正は、大きく3点あります。1点目は、「学年」を「年次」と表現を改める改正です。市立銚子高等学校は、単位制を導入しており、学年による区分を設けていないことから、学校運営においては「学年」という用語を使用しておらず、「年次」と表現しています。実態に合わせて、教育委員会規則で定めている「学年」という表記を「年次」に改めようとするものです。

2点目は、校長等の休暇、出張命令及び研修の承認に関して、県立高等学校と同様に取扱うこととする改正です。現在、市教育委員会では、校長の休暇及び校長の勤務場所を離れて行う研修は、すべて教育長の承認を要するものとしていますが、県教育委員会では、特定の特別休暇に限り教育委員会の承認を要するものとしています。また、県教育委員会が県立高校職員に承認を求めている事項（結核性疾患による療養休暇）が、市教育委員会では校長承認となっており、その取扱いが異なっています。勤務条件は、県立高校職員と同様に扱っている現状から、その承認等の手続きも県立高校に準じて取扱うことが適当であると判断し、改正しようとするものです。

3点目は、授業料の減免についての改正です。授業料の減免期間は年度内とされていますが、教育長は、年度を超えての延長又は減免の期間の始期（始まる時期）を変更することができることとなっています。授業料の減免の決定権者は市長であり、先に申しあげました減免期間の延長等を行うことができる者は、「市長」とすることが適当と思われます。現在、銚子市立高等学校授業料減免規則第2条第3項に規定する「教育長」としてありますが、これを「市長」へ改めようとするものです。これらの改正に伴う規定の整備として、銚子市立高等学校授業料減免規則、銚子市立高等学校管理規則及び銚子市立高等学校教育職員の特殊勤務手当支給に関する規則の3つの教育委員会規則を改正します。改正規則は、平成30年4月1日から施行するものです。以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 （挙手）

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第5号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

議案第5号、「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」ご説明します。市長部局における組織が、平成30年度から再編され、部制が廃止され課制へ移行されることに伴って、教育委員会における組織についても、市長部局の改正内容に準じて、改めようとするものです。また、部の廃止や、課の中に新たに「室」が設けられるため、現行の規則の規定の中に「教育部」や「部長」といった言葉がある規則をはじめ、教育委員会事務局の組織に「社会教育課」や「学校教育室」、「文化財・ジオパーク室」など、新たな組織の名称が加わることになったため、これらの言葉が含まれる6つの規則について、今回の改正規則の附則に、改正内容を盛り込んで改めようとするものです。それでは、お手元にあります、新旧対照表により、説明しますので、ご用意をお願いします。始めに、「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」の改正についてです。左右に2つの欄がありますが、左側が「旧」、改正前のもので、右側が「新」、改正後の内容となっています。説明は、右側の欄「新」で行ってまいります。まず、第5条です。教育委員会の事務局の組織を、部制を廃止するとともに、学校教育課と社会教育課の2つの課にし、それぞれの課に「室」と「班」を設けようとするものです。なお、それぞれが所管する事務については、恐れ入りますが、別添の議案第5号の3ページ以降に記してありますので、ご参照ください。次に2ページです。第6条については「職制」を、第7条は「職務」を、次のページ、第7条の2については「班長の指名」について、改めて規定をしております。また、第8条、第9条、第10条及び第13条については、これまで部長が担任していた事務等については、課長が、また、課長が担任していたものについては、室長が担任するよう規定を変更しようとするものです。次に「銚子市教育委員会公印規則」です。新旧対照表①をご覧ください。教育委員会の公印については、これまで、教育総務課で管理してまいりましたが、市長部局の運用が、新たに室を置く課に該当しても、引き続き、課や課長が管理していくため、この運用と同様に、教育委員会の公印の管理を、学校教育課長としようとするものです。続きまして、新旧対照表の新旧対照表②の「銚子市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則」については、「部」が無くなることに伴って、「部長」や「参事」「部主幹」などの文言を削除し、新たに「室長」や「副主幹」という職を追加しようとするものです。次に、新旧対照表③の「銚子市教育支援委員会規則」については、この事務の庶務を行っている部署の名称を「教育部学校教育課」から「学校教育課指導室」に変更しようとするものです。続いて、新旧対照表④の「銚子市社会教育指導員設置等規則」です。指導員の「勤務を要する日」と「勤務時間」については、これまで、生涯学習スポーツ課長が定めておりましたが、組織再編後についても課長職である、「社会教育課長」が定めることに規定を改めようとするものです。続いて、新旧対照表⑤の「銚子市心疾患児判定委員会規則」については、先ほど説明しました「銚子市教育支援委員会規則」の改正と同様に、この委員会の庶務を「学校教育課」から「学校教育室」に

変更しようとするものです。続いて、新旧対照表⑥の「銚子市家庭教育指導員設置等規則」については、先ほどの「社会教育指導員」の改正と同様に、これまで、生涯学習スポーツ課長が定めるものとしておりました家庭教育指導員の「勤務を要する日」と「勤務時間」については、引き続き、課長職である「社会教育課長」が定めることに規定を改めようとするものです。いずれの規則も、施行日は、平成30年4月1日からです。以上で、議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【八角委員】

いままで部長であった職が課長、課長が室長になると考えてよいでしょうか。

【教育総務課長】

その通りです。

【八角委員】

班長についてはどのような職の方がなるのでしょうか。

【教育総務課長】

今までの班の代表か、補佐相当職のどちらかが務めます。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【教育長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第6号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第6号「銚子市立高等学校教育職員の管理職手当支給に関する規則等の一部を改正する等の規則制定について」提案理由を説明いたします。市立高等学校教育職員

の給与制度については、千葉県教育職員との均衡を考慮し、同様の改正を実施しており、千葉県人事委員会勧告に基づく給与条例の改正は、昨年12月の教育委員会定例会の承認を得て、施行されました。この条例改正に合わせ、平成30年4月1日施行分の関係規定を整備するため、教育委員会規則を一部改正又は廃止しようとするものです。それでは、改正の内容について説明します。まず、第1条から第6条ですが、民間給与との較差を埋めるための給与抑制措置として、55歳以上で行政職7級相当職以上の職員の給料月額等を一律1.5%減額する措置が、平成22年12月1日から平成30年3月31日までとられておりますが、この措置の期間満了に伴い、関係条文を削除するものです。次に、第7条についてですが、平成18年4月に給与構造改革による給料表の切替、平成27年4月に給与制度の総合的見直しによる給料表の引き下げが行われ、給料月額の保障を行っていましたが、その経過期間が平成30年3月31日までであることから、関係規則を廃止するものです。改正の内容は以上のとおりです。平成30年4月1日から改正を行おうとするものです。以上で、議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第7号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

それでは、議案第7号「代決処分の承認を求めることについて（平成29年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求）」をご説明いたします。前回2月の定例会において、3月市議会に上程するため、平成29年度の銚子市一般会計の補正予算について、ご審議いただいたところですが、学校施設の改修に係る国の交付金の内示について、2月20日に県から通知されたため、3月市議会に補正予算の要求を追加させてい

ただいたところですが、本来であれば、事前に教育委員会にお諮りするべきところでしたが、議会日程の関係上、お諮りする時間がなかったため、代決処分とさせていただきます。それでは、別添資料「平成30年3月補正予算総括表」をご覧ください。これは、財政当局と協議した結果、このような要求内容になったものです。まず、歳入についてご説明いたします。表面の上の表をご覧ください。国庫補助金は、学校施設環境改善交付金で、小・中学校施設の大規模改修工事に対する交付金で、小学校分5,639万5千円と中学校分257万8千円です。次に歳出についてご説明いたします。下の表をご覧ください。1行目、小学校大規模改修経費は、清水小学校の屋内運動場及び普通教室棟改修工事に係る経費1億6,751万2千円を増額補正しようとするものです。2行目、猿田地区児童通学支援経費は、海上小学校スクールバス運行管理業務委託の契約差金10万円を減額補正しようとするものです。3行目、中学校大規模改修経費は、銚子中学校武道場吊り天井撤去工事に係る経費766万1千円を増額補正しようとするものです。1行目と3行目の財源内訳中、国の表記のあるものが、歳入でご説明しました国庫補助金と同額になっています。2事業については、次年度に繰り越して実施することになりますので、裏面に記載の繰越明許費として補正をさせていただきます。説明は以上です。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

日程第6 議案第8号及び議案第9号は関連がありますので、一括議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。人事案件となりますので、非公開といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。よって議案第8号及び議案第9号は非公開とし、議事録への記載はしないこととします。

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

【教育長】

よって、議案第8号及び議案第9号の2議案は、原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【教育長】

日程第7として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。では、議案を追加させていただきます。

【教育長】

続きまして、日程第7 議案第10号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第10号「銚子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則制定について」説明します。学校教育法の一部改正により、平成29年4月1日から事務職員の職務がこれまでの「事務に従事する」から「事務をつかさどる」と改められました。この改正に伴い、千葉県都市教育長協議会が示している市立小学校及び中学校管理規則(モデル規則)の一部を改正した旨通知がありました。この通知に応じ、銚子市立小学校及び中学校管理規則もモデル規則と同様の改正を行おうとするものです。施行期日は、平成30年4月1日です。以上で、議案第10号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【伊藤委員】

表中の上司とは誰ですか。

【学校教育課長】

学校長です。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【教育長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第10号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時40分

以上をもちまして、平成30年3月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成30年4月27日

署名委員 大 八 木 鷹 次

署名委員 伊 藤 晴 美